

全港湾組合員の皆さんへ

～中央執行委員長メッセージ～



東京都大田区蒲田 5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(毎月1日発行)
一部20円 (組合員の購読料は組合費の中に含む)
発行責任者 松永英樹



戦後75年の異常な夏

中央執行委員長 真島勝重



戦後七五年節目の夏、全国各地で夏の花火大会が一斉に中止になった。また、慰霊祭や式典などは中止や規模縮小など異例ともいえる夏が終ろうとしている。その一方で、新型コロナウイルスは全国各地に蔓延し、第二波の収束見通しはまるで予測のつかない状況になってしまった。日本政府は、五月二十五日緊急事態宣言を解除し、六月十七日具体的対策を発信しないまま、第二〇一回通常国会を閉幕した。国民の不安は的中し、七月には再び新規感染者が増加し、七月中旬以降は一日当たりの新規感染者数は第一波ピークの七二〇名を超える日が継続している。この間の政府対応は全国の知事に丸投げし、全く政府として機能していないことを腹立たしく思う。「GO TO トラベ

ル」、受け止め方は人それぞれだが、東京都民以外は旅行勝するよりも、忍耐し戦わな

に出向いて消費を盛り上げまいしょうということか、私自身、都内に在住して一〇年、明らかに街中の人の流れは減少し、飲食店、ホテル、公共交通機関の利用者の激減、消費の落ち込みは肌で実感する毎日を通し、直近の課題である秋年末闘争を最重要視していかなければならないと思う。このまま推移すれば、致命的な経済の打撃は避けられないはずもなく、新型コロナウイルスの不安を払しょくするための検査の充実無くして、経済の復活は見込めないはずだ。秋に向けて、そのための対策を今こそ、政府は国民の視点に立つて行うべきである。また、地域最賃改定答申が全国の審議会でも出そろい、加重平均で一円増という驚きの金額が発表された。安倍首相は、今は雇用を守ることが最優先と他人事のように言っているが、時給労働者の雇用・生活圏がこの低すぎる答申額では、更に雇用不安が蔓延することを全く理解していない。

「百戦百勝 不如一忍」という言葉がある。百戦して百勝するよりも、忍耐し戦わな

八月二十四日、二十五日、シールズにおいて、全港湾の第九一回定期全国大会開催の是非についての臨時中央執行委員会を開催した。

全港湾第九一回大会、郵便投票等を駆使し開催へ 特別議題「限定的緊急特別措置(案) (仮称)」を提出

全港湾は来年七五周年を迎えるが、今年七四年の歴史で今まで経験したことのない定期全国大会を開催することになる。代議員だけに絞り、参加者に対する衛生管理や選挙投票方法の変更など様々な緊急特別措置を講じての開催となりますが、組合員、皆さんのご協力による大会成功を祈念します。おそらく今日の異常な日常は、少なくとも新型コロナウイルスに対する予防接種やワクチン、特效薬が国民に行き渡るまでの間、耐えなければなりません。労働運動は大衆運動、直接対話が基本との信念で今日まで進めてきました。が、残念ながら今は労働運動・大衆運動も我慢と忍耐の時です。今、私たちにできる最大限の事を一つ一つ築き上げ、コロナ禍終息後に通常の大衆議論を進めることができると確信しています。全港湾労働運動の過去に感謝し、未来に希望を込めて組合員へのメッセージとします。

2020・21年度スローガン (案)

- 1 労働者の権利確立、雇用安定、賃金・労働条件の引き上げをたたかい、生活向上をはかろう
- 1 新自由主義にもとづく規制緩和に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正しよう
- 1 平和憲法を護り、人権を奪う秘密保護法の廃止、集団的自衛権の行使を許さず「戦争法」を廃止しよう
- 1 辺野古新基地建設反対、日米安保条約を破棄し、米軍基地のない沖縄・日本を取り戻し、憲法9条にもとづき、対話による外交で世界の平和を確立しよう
- 1 原発再稼働反対、脱原発をはじめ自然エネルギーの活用と環境保護を取り組もう
- 1 企業の枠を越えた産業別運動を強化し、地域運動、国際運動と連帯し、中小企業労働者、非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたたかおう
- 1 大衆路線にもとづいて職場闘争を強化し、活動家を育成し、組織の強化拡大を勝ち取ろう

以上

症の拡大がかなり拡がり、独自で緊急事態宣言を出す県が現れ、移動自粛等も強化され、定期全国大会の開催の是非を改めて検討する必要があると臨時中央執行委員会を開催した。

2020年秋から年末にかけての闘争方針(案)

I. はじめに

2020年秋年末闘争は、2021年春闘準備も含めた大変重要な時期のたたかいです。新型コロナウイルスで疲弊した経済状況ではありませんが、働き方も含め一時金闘争はもろろん、労働条件の引き上げ闘争も求められます。全組合員が一致団結してたたかえる秋年末闘争を構築しなければなりません。

II. 冬季一時金闘争

1. 要求額は昨年同季の率・額以上を地方ごとに決定し、要求します。

2. 要求提出は11月上旬とし、地方ごとに行ないます。

3. 解決目標は11月下旬とします。

4. 各地方はスト権確立の確認を行ない、闘争体制を確立し、中央と連携をはかりながらストライキを含む有効な戦術を行ってたたかいます。

5. 労働時間短縮、定年延長65歳、退職者の補充、退職金の上積み、労災企業補償の引き上げについて、要求項目をまだ獲得していない地方・支部は、到達闘争として地方ごとにたたかいます。特に、定年延長65歳を協定していない地方・支部は最優先課題として、交渉をすすめます。また、すでに協定している継続雇用制度や再雇用制度については、同一労働・同一賃金を目指します。

III. 労働条件の引き上げ

6. 労働時間短縮、定年延長65歳、退職者の補充、退職金の上積み、労災企業補償の引き上げについて、要求項目をまだ獲得していない地方・支部は、到達闘争として地方ごとにたたかいます。特に、定年延長65歳を協定していない地方・支部は最優先課題として、交渉をすすめます。また、すでに協定している継続雇用制度や再雇用制度については、同一労働・同一賃金を目指します。

7. 労働時間短縮、定年延長65歳、退職者の補充、退職金の上積み、労災企業補償の引き上げについて、要求項目をまだ獲得していない地方・支部は、到達闘争として地方ごとにたたかいます。特に、定年延長65歳を協定していない地方・支部は最優先課題として、交渉をすすめます。また、すでに協定している継続雇用制度や再雇用制度については、同一労働・同一賃金を目指します。

8. 労働時間短縮、定年延長65歳、退職者の補充、退職金の上積み、労災企業補償の引き上げについて、要求項目をまだ獲得していない地方・支部は、到達闘争として地方ごとにたたかいます。特に、定年延長65歳を協定していない地方・支部は最優先課題として、交渉をすすめます。また、すでに協定している継続雇用制度や再雇用制度については、同一労働・同一賃金を目指します。

9. 労働時間短縮、定年延長65歳、退職者の補充、退職金の上積み、労災企業補償の引き上げについて、要求項目をまだ獲得していない地方・支部は、到達闘争として地方ごとにたたかいます。特に、定年延長65歳を協定していない地方・支部は最優先課題として、交渉をすすめます。また、すでに協定している継続雇用制度や再雇用制度については、同一労働・同一賃金を目指します。

10. 労働時間短縮、定年延長65歳、退職者の補充、退職金の上積み、労災企業補償の引き上げについて、要求項目をまだ獲得していない地方・支部は、到達闘争として地方ごとにたたかいます。特に、定年延長65歳を協定していない地方・支部は最優先課題として、交渉をすすめます。また、すでに協定している継続雇用制度や再雇用制度については、同一労働・同一賃金を目指します。

11. 労働時間短縮、定年延長65歳、退職者の補充、退職金の上積み、労災企業補償の引き上げについて、要求項目をまだ獲得していない地方・支部は、到達闘争として地方ごとにたたかいます。特に、定年延長65歳を協定していない地方・支部は最優先課題として、交渉をすすめます。また、すでに協定している継続雇用制度や再雇用制度については、同一労働・同一賃金を目指します。

IV. 港湾労働者のたたかい

1. 適正料金收受、料金ダンピングに反対する取り組み

2. 2019年春闘協定である「認可料金制度の復活は、労使共通の課題であり、その目的達成に向け、関係行政等に要請することをはじめ、あらゆる方策を検討し、その中で必要に応じ調査等も含め、具体的に取り組むこととする」を達成するために、引き続き労使協力を進め、適正料金收受、料金ダンピング反対の取り組みをすすめます。

3. 2020-21年度運動方針の労働者ならびに国民的諸課題を基本として取り組みをすすめます。

4. 各地方、支部は労働相談に対応できるよう前段で学習を強化します。

5. 各地方調査を踏まえた組織部会を開催し、組織拡大キャンペーンの対策を行います。

6. 各地方、支部は労働相談に対応できるよう前段で学習を強化します。

7. 各地方調査を踏まえた組織部会を開催し、組織拡大キャンペーンの対策を行います。

V. 海コン・トラック・バス労働者のたたかい

1. 海コン安全運送法(略称)の制定

2. 海コン安全運送法(略称)の制定

3. 海コン安全運送法(略称)の制定

4. 海コン安全運送法(略称)の制定

5. 海コン安全運送法(略称)の制定

6. 海コン安全運送法(略称)の制定

VI. 労働者ならびに国民的諸課題のたたかい

1. 平和憲法を護るたたかい

2. 平和憲法を護るたたかい

3. 平和憲法を護るたたかい

4. 平和憲法を護るたたかい

5. 平和憲法を護るたたかい

6. 平和憲法を護るたたかい

7. 平和憲法を護るたたかい

VII. 平和と民主主義を護るたたかい

1. 平和憲法を護る運動を積極的に取り組むとともに、湾管管理者、地方整備局、港湾運営会社に申し入れ行動を取り組みます。

2. 平和憲法を護る運動を積極的に取り組むとともに、湾管管理者、地方整備局、港湾運営会社に申し入れ行動を取り組みます。

3. 平和憲法を護る運動を積極的に取り組むとともに、湾管管理者、地方整備局、港湾運営会社に申し入れ行動を取り組みます。

4. 平和憲法を護る運動を積極的に取り組むとともに、湾管管理者、地方整備局、港湾運営会社に申し入れ行動を取り組みます。

5. 平和憲法を護る運動を積極的に取り組むとともに、湾管管理者、地方整備局、港湾運営会社に申し入れ行動を取り組みます。

6. 平和憲法を護る運動を積極的に取り組むとともに、湾管管理者、地方整備局、港湾運営会社に申し入れ行動を取り組みます。

VIII. 組織の強化と拡大

1. 組織拡大を通年的取り組みとして実施します。

2. 組織拡大を通年的取り組みとして実施します。

3. 組織拡大を通年的取り組みとして実施します。

4. 組織拡大を通年的取り組みとして実施します。

5. 組織拡大を通年的取り組みとして実施します。

6. 組織拡大を通年的取り組みとして実施します。

7. 組織拡大を通年的取り組みとして実施します。

IX. 2021年春闘の準備について

1. 春闘要求について

2. 春闘要求について

3. 春闘要求について

4. 春闘要求について

5. 春闘要求について

6. 春闘要求について

X. 2021年春闘の準備について

1. 春闘要求について

2. 春闘要求について

3. 春闘要求について

4. 春闘要求について

5. 春闘要求について

6. 春闘要求について

7. 春闘要求について

XI. 2021年春闘の準備について

1. 春闘要求について

2. 春闘要求について

3. 春闘要求について

4. 春闘要求について

5. 春闘要求について

6. 春闘要求について